

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年8月27日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3252号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「特定年月日1付 送信メール（件名：【教えてください】【児童手当】配偶者同行休業中の児童手当の支給について）」外2件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3252号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3252	令和5年6月4日	令和5年6月30日	令和5年7月25日	令和5年8月24日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3252	答申別表に記載の行政文書 (以下「本件審査請求文書」という。)	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第1号に該当</p> <p>・対象者の氏名、住所、職員番号及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報</p> <p>(個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため)</p> <p>条例第7条第2項第5号に該当</p> <p>・職員の個人メールアドレス</p> <p>(日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3252	<p>《横浜市職員に係る児童手当に係る事務について》</p> <p>児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）及び関連法令に基づき、日本国内に住所を有し、中学校卒業までの児童を養育している等の支給要件に該当する者に対して支給され、その支給を受けるべき事由が消滅したときは、児童手当受給事由消滅届を市町村長等に提出しなければならないこととなっている。</p> <p>横浜市における児童手当の認定等の事務は、こども青少年局こども家庭課が担当し、横浜市職員（市長部局に所属する職員に限る。以下「職員」という。）に対する児童手当の認定等の事務は、総務局労務課が担当している。</p> <p>総務局労務課では、児童手当の継続について、毎年、児童手当を受給している職員から現況届の提出を受け、審査の上で、受給資格が継続されないことを把握した場合には、該当職員の属する区局労務主管課に対し、電話、電子メール等により、児童手当受給事由消滅届の提出を含む手続について案内を行う。</p> <p>なお、総務局労務課が行う受給資格の審査において疑義がある場合は、総務局労務課からこども青少年局こども家庭課に問い合わせることもある。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書1は総務局労務課がこども青少年局こども家庭課に対し、配偶者同行休業を取得している職員に係る児童手当の受給資格の有無について、照会を行ったメールである。</p> <p>イ 文書2は文書1における照会に対する、こども青少年局こども家庭課からの回答が記載されたメールである。</p> <p>ウ 文書3は総務局労務課が審査請求人に対して説明した、過去に1年以上海外にいた職員の児童手当を1年経過後の支払い済み分を遡及して戻入することとなった事例について、特定の職員から総務局労務課に提出された文書であり、届出事項の記載欄と決裁欄を併せた様式となっている。</p> <p>エ 審査請求人は不開示部分の開示及び本件審査請求文書以外の文書の特定を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性及び条例第8条第2項による一部開示について》</p> <p>文書3のうち、氏名、住所、職員番号、所属並びに決裁欄課長名及び係長名が不開示とされている。</p> <p>ア 文書3は、職員が一個人として提出した文書であるが、氏名、住所等が記載されており、一体として個人識別情報であって、本号本文に該当する。また、これらの情報は、児童手当受給事由消滅届という職員個人の私的な届出に記載されたものであって、職務の遂行に係る情報でないため、本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書ア及びイにも該当しない。</p> <p>イ ところで、条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。</p> <p>本件では、「特定の個人を識別することができる記述等の部分」である氏名、住所、職員番号及び所属を除いた部分である、決裁欄課長名及び係長名については、届出者の識別性があるとまではいえないが、開示することにより当該届出者の探索可能性が高まるため、これらの情報は公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、これらの個人識別情報については、条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p>

答申番号	判断の要旨
3252	<p>《条例第7条第2項第5号の該当性について》</p> <p>ア 文書1及び文書2のうち、職員の個人メールアドレスが不開示とされていることから、実施機関に確認したところ、これらの情報は、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、一般に公表していないとのことであった。</p> <p>そのため、開示することにより、予期しないメールへの対応に時間を割かれる等して、これらのメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ なお、審査請求人は、文書1について「一部の職員だけでなく、全員の氏名を開示すべき」と主張していることから、当審査会において見分したところ、不開示とされている部分は職員の個人メールアドレスのみであった。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>ア 審査請求人は、本件審査請求文書以外の文書の特定を求めていたため、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 児童手当を受給している横浜市職員が、日本国内に住所を有していないことを把握した場合、該当職員の属する区局労務主管課に対し、電話、電子メール等により、児童手当受給事由消滅届の提出を含む一般的な手続について案内している。</p> <p>一連の手続を経て、記録簿として残すものは児童手当受給事由消滅届のみであり、本件開示請求時も同様の事務であった。</p> <p>(イ) したがって、本件開示請求においても文書3を特定し、開示した。開示請求書に記載された「それに関する記録簿」という記載だけでは、審査請求書に記載のある「消滅届にいたるまでの課内打合せ記録」や「どのような話合いで消滅届の提出にいたったか」を記した文書までを対象とすることは困難である。</p> <p>なお、同一請求人から別に、審査請求書において特定を求めていた文書の開示請求がなされたが、本件の事務手続において児童手当受給事由消滅届以外には保有していないため、文書不存在として不開示決定を行っている。</p> <p>イ 上記アのとおり、本件審査請求文書のほかに、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書は保有していないという実施機関の説明に不自然な点は認められず、首肯できる。</p>

別表 本件審査請求文書

文書	名称
文書1	特定年月日1付 送信メール（件名：【教えてください】【児童手当】配偶者同行休業中の児童手当の支給について）
文書2	特定年月日3付 受信メール（件名：RE：【教えてください】【児童手当】配偶者同行休業中の児童手当の支給について）
文書3	児童手当受給事由消滅届

※ 答申の全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号から第4号まで省略）

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（行政文書の一部開示）

第8条（第1項省略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

お問合せ先

市民局市民情報課長 平賀 匠生 Tel 045-671-3881